

表彰に関する規定

表彰に関する規定を次のとおり定める。

(表彰の種類)

第 1 条 表彰は感謝状・表彰状の 2 種類とする。

(感謝状)

第 2 条 1) 部外者または部外団体で本連盟の事業に協力し特別な功績があった者。
2) 吹奏楽の発展に尽力し、連盟として推奨すべき特別な業績があった者。

(表彰状)

第 3 条 1) 長年、本連盟の役員として尽力した者で功労が認められた者。
2) 吹奏楽の発展に尽くし、他の模範として推奨すべき特別な業績が認められた者。

(認定)

第 4 条 表彰の認定は、常任理事会の議を経て決定する。

(表彰基準)

第 5 条 表彰の基準は下記の 1) ～ 3) に準じて選考する。

1) 感謝状の基準

- ① 本連盟の役員を 5 年以上勤続し、本連盟の役員を退任した者。
- ② 本連盟の活動に支援、協賛した法人(団体)・企業。
- ③ 第 2 条 1) 2) を具体的な事例に従って検討する。
- ④ 過去に感謝状を贈呈された者は選考の対象としない。ただし、②を除く。

2) 表彰状の基準

- ① 全日本吹奏楽連盟の役員を 5 年以上勤続した者。
- ② 全日本吹奏楽コンクール(小学生バンドフェスティバルを含む)、及び東日本学校吹奏楽大会に 5 回以上出場した指揮者。
- ③ 過去に表彰された者も、それ以後の実績は選考の対象とする。

3) 感謝状・表彰状共に、表彰されるにふさわしくない行為を行ったと判断される場合は、選考の対象としない。

(表彰様式)

第 6 条 1) 表彰の書式は被受賞者の氏名に様をつけ、授与者は理事長名とする。
2) 表彰には記念品を贈ることができる。

(勤続年数の換算)

第 7 条 勤続年数の評定は第 5 条 1) ～ 2) に準じて換算する。

なお、表彰する年の年度はカウントしない。また、前回表彰されなく、前回以前から年数が継続される場合は、それをカウントして換算する。

(表彰の場所)

第 8 条 表彰は原則として理事総会、当該事業の会場などの公の場で授与する。

(表彰台帳)

第 9 条 感謝状・表彰状は永久保存される表彰台帳に記載する。

(附 則)

第 10 条 1) この規定は理事総会の議決を経なければ変更することができない。
2) この規定は平成 16 年 11 月 6 日より施行する。

平成 27 年 11 月 7 日一部改定

平成 28 年 4 月 16 日一部改定

平成 28 年 11 月 5 日一部改定